

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師臨床研修推進室

令和 5 年度開始の臨床研修プログラムにおける  
医師の働き方改革を踏まえた対応について（周知）

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。  
医師の働き方改革につきましては、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年 5 月 28 日法律第 49 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号）等の一部が改正され、令和 6 年度以降、一定の健康確保措置の実施を前提として、臨床研修医・専攻医に時間外・休日労働時間の上限の特例を適用する技能向上集中研修機関（いわゆる C-1 水準対象機関）の枠組みが整備されました。

臨床研修における働き方改革に係る対応につきましては、令和 3 年 9 月 24 日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、基幹型臨床研修病院の C-1 水準の要否にかかわらず、臨床研修プログラム内に、時間外・休日労働の想定上限時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を、基幹型臨床研修病院と協力型臨床研修病院ごとに、一覧表にして明示することとし、令和 6 年度から適用となる医師の時間外労働規制に先立ち、令和 5 年度から開始する臨床研修プログラムにおいても可能な限り、臨床研修プログラム内に、時間外・休日労働の想定上限時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を記載することとしました。

つきましては、令和 4 年 4 月 30 日までに臨床研修プログラムの新設や変更を行う場合は、別紙に記載いただき、併せて届出を行っていただくよう管下の臨床研修病院に対し、周知をお願いします。